

●規程改正案の概要

要 旨	平成 29 年度法人の組織の改編等に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>1 「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の改正</p> <p>中央病院組織の新設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子解析を用いた診療を行うため、がんセンター局に総合ゲノム診療統括部を新設し、ゲノム解析センター、ゲノム診療センター及び遺伝子診療センターを設置する。 ○ 肺がんなどの呼吸器疾患に対し、診断、治療導入への早急な対応及び内科系と外科系が連携して高度で専門的な医療を提供するため、呼吸器病センターを新設する。 ○ 心臓等の循環器系の急性期疾患から慢性疾患に対し、内科系と外科系が連携して高度で専門的な医療を提供するため、循環器病センターを新設し、循環器病センター及び小児循環器病センターを設置する。 ○ 肝臓、胆のう及び膵臓の疾患に対し、内科系と外科系が連携して高度で専門的な医療を提供するため、肝胆膵・消化器病センターを新設し、肝胆膵疾患センター及び消化器病センターを設置する。 ○ 入退院手続きのワン・ストップ化を進めるため、地域連携センターを患者支援センターに改称し、入退院センターを設置する。 <p>2 「管理職員等の範囲を定める規程」の改正</p> <p>中央病院 院長を補佐する職として「院長補佐」の職を設置する。</p>
施行期日	平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、がんセンター局、薬剤部及び看護局を置く。</p> <p>2 北病院に事務局、医療安全管理室、社会生活支援部、医療部及び看護部を置く。</p> <p>3 病院に置く部局等及び診療科等の名称は、別表のとおりとする。</p> <p>(局長)</p> <p>第16条 中央病院に事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、がんセンター一局長及び看護局長を、北病院に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、がんセンター一局長及び看護局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆脾・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、特定疾患センター統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、がんセンター一局に総合ゲノム診療統括部長、通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</p> <p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆脾・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、特定疾患センター統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、がんセンター一局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</p> <p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、特定疾患センター統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、がんセンター一局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、がんセンター局、薬剤部及び看護局を置く。</p> <p>2 北病院に事務局、医療安全管理室、社会生活支援部、医療部及び看護部を置く。</p> <p>3 病院に置く部局等及び診療科等の名称は、別表のとおりとする。</p> <p>(局長)</p> <p>第16条 中央病院に事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、がんセンター一局長及び看護局長を、北病院に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、がんセンター一局長及び看護局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、特定疾患センター統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、がんセンター一局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</p> <p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、特定疾患センター統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、がんセンター一局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</p>

新

ター統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、総合ゲノム診療統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

第18条 中央病院の医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、総合診療・感染症センター長、呼吸器病センター長、循環器病センター長、小児循環器病センター長、肝胆胰疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、手術診療統括部副部長、肺がん・呼吸器病センター長、遺伝子診療センター長、救命救急センター長、周産期センター長、放射線統括部副部長、放射線技師長、放射線管理幹、検査部統括副部長、総検査技師長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長及び連携支援幹を、がんセンター局にゲノム解析センター長、ゲノム診療センター長、周産期遺伝子診療センター長、通院型がんセンター長及びがん支援センター長を、薬剤部に薬剤管理幹を、看護局に副看護部長を、北病院の社会生活支援部に精神保健幹を、薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

2 臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、総合診療・感染症センター長、呼吸器病センター長、循環器病センター長、小児循環器病センター長、肝胆胰疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、手術診療統括部副部長、肺がん・呼吸器病センター長、遺伝子診療センター長、救命救急センター長、周産期センター長、放射線統括副部長、総放射線技師長、放射線管理幹、検査部統括副部長、総検査技師長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長、連携支援幹、ゲノム解析センター長、ゲノム診療センター長、周産期遺伝子診療センター長、通院型がんセンター長、がん支援センター長、薬剤管理幹、副看護部長、精神保健幹及び薬局長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

旧

ター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

第18条 中央病院の医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、総合診療・感染症センター長、呼吸器病センター長、循環器病センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、手術診療統括部副部長、肺がん・呼吸器病センター長、遺伝子診療センター長、救命救急センター長、周産期センター長、総放射線技師長、放射線管理幹、総検査技師長

および連携支援幹を、がんセンター局にゲノム解析センター長、ゲノム診療センター長、周産期遺伝子診療センター長、通院型がんセンター長及びがん支援センター長を、薬剤部に薬剤管理幹を、看護局に副看護部長を、北病院の社会生活支援部に精神保健幹を、薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

2 臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、総合診療・感染症センター長、呼吸器病センター長、循環器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、手術診療統括部副部長、肺がん・呼吸器病センター長、遺伝子診療センター長、救命救急センター長、周産期センター長、放射線部統括副部長、総放射線技師長、放射線管理幹、総検査技師長、ゲノム診療センター長、遺伝子診療センター長、通院型がん解析センター長、がんセンター長、

がん支援センター長、薬剤管理幹、副看護部長、精神保健幹及び薬局長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

新	旧
<p>(部長等)</p> <p>第22条 院長は必要に応じ医療局及びがんセンター局に置く各部の診療科に、主任医長又は<u>医長</u>のうちから選任した部長又は<u>副部長</u>を置くことできる。</p> <p>2 院長は、前項に規定する局の他、必要に応じ部長を置くことできる。</p> <p>3 部長及び副部長は、上司の命を受け、科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(リーダー等)</p> <p>第23条 院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査又は技師長のうちから選任したリーダーを、主任、主事、主任医事職員、<u>医事職員又は専門員</u>のうちから選任したチーフを置くことできる。</p> <p>2 リーダー及びチーフは上司の命を受け、担当事務を処理する。</p>	<p>(部長等)</p> <p>第22条 院長は必要に応じ医療局及びがんセンター局に置く各部の診療科に、主任医長____のうちから選任した部長又は医長のうちから選任した副部長を置くことできる。</p> <p>2 院長は、前項に規定する局の他、必要に応じ部長を置くことできる。</p> <p>3 部長及び副部長は、上司の命を受け、科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(リーダー等)</p> <p>第23条 院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査又は技師長のうちから選任したリーダーを、主任、主事、<u>主任技能員又は技能員</u>のうちから選任したチーフを置くことできる。</p> <p>2 リーダー及びチーフは上司の命を受け、担当事務を処理する。</p>

管理職員等の範囲を定める規程 別表（第2条関係） 新旧対照表（平成29年4月1日施行分）

新		旧	
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
組織上の区分	組織上の区分	組織上の区分	組織上の区分
本部事務局	本部事務局	本部事務局	本部事務局
事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員
中央病院	中央病院	中央病院	中央病院
院長 副院長 院長補佐 事務局長 医療安全・感染対策局長 労働安全対策局長 がんセンター長 看護局長 事務局次長 課長 統括部長 センター長 統括部副部長 部長 総放射線技師長 放射線管理幹 総検査技師長 連携支援幹 薬剤管理幹 副看護部長	院長 副院長 院長補佐 事務局長 医療安全・感染対策局長 労働安全対策局長 がんセンター長 看護局長 事務局次長 課長 統括部長 センター長 統括部副部長 部長 総放射線技師長 放射線管理幹 総検査技師長 連携支援幹 薬剤管理幹 副看護部長	院長 副院長 事務局長 がんセンター長 看護局長 事務局次長 課長 統括部長 センター長 統括部副部長 部長 総放射線技師長 放射線管理幹 総検査技師長 連携支援幹 薬剤管理幹 副看護部長	院長 副院長 事務局長 がんセンター長 看護局長 事務局次長 課長 統括部長 センター長 統括部副部長 部長 総放射線技師長 放射線管理幹 総検査技師長 連携支援幹 薬剤管理幹 副看護部長
北病院	北病院	北病院	北病院
院長 副院長 事務局長 医療部長 社会生活支援部長 看護部長 精神保健幹 課長 薬局長 副看護部長	院長 副院長 事務局長 医療部長 社会生活支援部長 看護部長 精神保健幹 課長 薬局長 副看護部長	院長 副院長 事務局長 医療部長 社会生活支援部長 看護部長 精神保健幹 課長 薬局長 副看護部長	院長 副院長 事務局長 医療部長 社会生活支援部長 看護部長 精神保健幹 課長 薬局長 副看護部長

